

平成19年6月1日(金曜日)第2回定例会

出席議員(18名)

1番	伊藤忠男	議員	2番	石山忠	議員
3番	辻登代子	議員	4番	工藤吉雄	議員
5番	杉沼孝司	議員	6番	國井輝明	議員
7番	木村寿太郎	議員	8番	鴨田俊廣	議員
9番	佐藤毅	議員	10番	柏倉信一	議員
11番	鈴木賢也	議員	12番	松田孝	議員
13番	新宮征一	議員	14番	高橋勝文	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	石川忠義	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	副市長
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会 委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課長 財務室長	菅野英行	総合政策課行財 政改革推進室長
尾形清一	総合政策課企業 立地推進室長	熊谷英昭	税務課長
布施崇一	市民生活課長	柏倉隆夫	建設課長
犬飼弘一	建設課長 都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
有川洋一	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
今野要一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課 指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習課長 生涯学習課長	安孫子雅美	監査委員
兼子良一	生涯学習課長 生涯学習課長	清野健	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

鹿間康	事務局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	大沼秀彦	総務係長

平成19年6月1日(金)

議事日程第2号

第2回定例会

平成19年6月1日(金曜日)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選結果報告について

" 2 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

平成19年6月1日(金)

再 開 午前9時30分

伊藤忠男議長 おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

平成19年6月1日(金)

寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選結果報告について

伊藤忠男議長 日程第1、寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選結果報告であります。
去る5月30日、予算特別委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので御報告いたします。
予算特別委員会委員長、高橋勝文議員、副委員長、工藤吉雄議員。
以上でございます。

平成19年6月1日(金)

一般質問

伊藤忠男議長 日程第2、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め60分以内とし、質問回数は4回までとなっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成19年6月1日(金)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	行政基盤強化について	定住人口の増加対策が基本と考えるが 今後の住環境整備について 団塊世代の定年退職者の受け入れ対策 は 雇用拡大を図ることが重要と思われる が、企業誘致の今後の見通しは	13番 新宮 征一	市長
2	地域伝承文化の発掘について	祇園囃子や屋台、山車などの復活、保 存に対する支援について		市長
3	教育行政について	心の教育(道徳教育)について 学校と地域との連携強化について		教育委員長
4	市議選の中で寄せられた市民要望について	乳幼児医療の完全無料化を実施すべき と思うがどうか 中学校給食を求める市民の声にどう応 えていくのか	15番 佐藤 暘子	市長 教育委員長
5	寒河江中央工業団地の企業立地について	税収効果はどのように好転してきたか 本市の雇用状況はどのように変化して きたか 第4次拡張へ向けての今後の動向は	7番 木村 寿太郎	市長
6	少子化対策について	少子化対策はまず結婚が前提と思われ るが、適齢期の未婚者を結びつける結婚 相談員などについて	9番 佐藤 毅	市長

新宮征一議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号1番、2番、3番について、13番新宮征一議員。

〔13番 新宮征一議員 登壇〕

新宮征一議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、通告してある課題について順次質問をいたします。

ちょっと通告の数が多いために、1問は多少長くなるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず、通告番号1番の行政基盤強化についてお伺いいたします。

地方分権を旗印に、地方への権限移譲、そして三位一体改革による税源移譲などによって、これからは地方自治体の独自色が問われる時代になりました。

これまで、それぞれの県や市町村など自治体の発展評価は、人口の推移がそのバロメーターであると言われてきました。幸いにして本市では、微増とはいえ人口は増加の一途をたどっております。平成17年の国勢調査においても、県内では軒並み減少傾向にある中で、本市は山形市などとともに人口の増加が見られました。特に世帯数にあっては、平成12年国調対比で875世帯がふえ、県内平均2.4%を大きく上回る7.4%の増加となり、これは当時県内38自治体のトップを占めております。

こうした数値は、まさに本市発展の様子が顕著にうかがわれたもので、佐藤市政がこれまで取り組んでこられた優良宅地の分譲や企業誘致など幅広い施策の成果であり、高く評価されるものであります。と同時に、我々市民にとっても大きな誇りでもあると思います。

しかしながら、地方を取り巻く環境は極めて深刻な時代を迎えていることから、ただただこの現状に甘んじることはできません。少子高齢社会、人口減少社会の到来、さらには高度情報社会の中において、経済情勢は大きく変わろうとしております。こういうときにこそ、次代を見据えた誤りなき施策を考えなければならない最も大事な時期であると思うのであります。

既に、第5次振興計画もスタートいたしました。協働のまちづくりが強く盛り込まれておりますが、これからはまさに地方の時代と言われているだけに、いかに我々市民一人一人が知恵を出し合い、アイデアを出し合いながら行政と一体となり、足腰の強い磐石な行政基盤の確立強化が強く求められるのではないのでしょうか。

このような中であってまず考えられることは、定住人口の確保、増加対策を図ることが基本であると思います。どうでしょうか。本市ではこれまで、「日本一さくらんぼの里」としての知名度を生かした観光さくらんぼ園や「花咲かフェア」の開催、さらには四季とりどりの祭りなどによって県内外から多くのお客さんを迎えておりますが、寒河江のよさを知ってもらう絶好の機会であると思います。しかし、これがいざ定住となると、なかなかそうばかりはいきません。定住するとなると、さまざまな条件をクリアしなければなりません。まず第1の条件としては、住宅の確保が挙げられると思います。

本市では、それぞれの地域に優良な宅地を造成し、環境や利便性、そして予算の面からも、購入される人の希望に沿えるよう配慮されていることは好評で、さきの「みずき団地」の売れ行きなどは、その代表的なものと思います。さらには今、木の下土地区画整理事業で造成されている「ほなみ団地」などもあり、宅地の供給の面では当面問題ないと思いますが、公営住宅も含め、長期的展望に立った住環境の整備に今後どのように取り組まれるか、伺います。

第2点目は、「団塊の世代」と言われる方々の多くの定年退職者が見込まれる中、全国的にも各自治体ではUターンを視野に入れ、その受け皿を模索しているようであります。定年後にUターンを考えておられる方々は、果たしてどの程度あるかは未知数でしょうけれども、何らかの対策が必要と思われます。Uターンを考えている人たちには、田舎での再就職などを希望される方は少ないでしょう。むしろ、わずかな家庭菜園やアウトドアを楽しむなど、豊かな自然と触れ合いながら残された人生を悠々自適の生活を送りたいと願っているものと思います。

こうした望みにこたえるための方策として、例えば空き家になっているところや遊休農地のあっせんなど、気軽に相談できるような窓口なども必要かと思えます。市のホームページを活用したり、県の東京事務所など出先機関や県人会、ふるさと会などの組織や団体を通して、本市の取り組みを紹介しながら

ら寒河江市の魅力などの情報発信をすることもアイデアの一つと考えますが、今後どのような対策を考えておられるのか、お伺いいたします。

第3点目は、若年・中年層の雇用の問題であります。

寒河江に住んでみたいと思っても働く場所がないとなれば、二の足を踏むことにもなりかねないでしょう。確かに、近年では道路網が整備され、多少の通勤距離は苦にならなくなってきておりますが、冬場などを考えたとき、近いにこしたことはありません。自宅と職場が近いということは、働く人本人にとっても、また家族にとっても精神的に大きな安心を抱くことができると思います。定住の地を選ぶときの大きな要件の一つではないでしょうか。

本市は、山形空港からの距離や高速自動車道など交通の利便性を生かし、さらには工業団地のオーダーメイド方式による業務用地の希望分譲などの好条件から、これまでも多くの優良企業を誘致し、雇用の確保と増税対策に積極的に取り組み大きな成果を上げてこられました。企業誘致の今後の見通しについてお尋ねいたします。

次に、通告番号2番の地域伝承文化の発掘について伺います。

御承知のように本市では昨年、「歴史と文化の織りなす 気品ただよ美しい都市」を将来都市像に掲げた第5次寒河江市振興計画が策定され、この計画をベースにした新たなまちづくりが既に始まっております。この振興計画で表現されている「歴史と文化」を、佐藤市長は「私たち固有の財産である」と明言されました。今の寒河江市があるのも、そして私たちが今生活していることも、これまで積み重ねられてこられた長い歴史と、そこにはぐくまれた文化によって支えられていることを忘れてはならないと思います。

もともと大江町で生まれ育った私が、寒河江市の歴史や文化を語るほどの知識も認識もありませんが、実は一昨年、八幡様での建国記念祭の折、市史編纂委員、宇井 啓先生の記念講演を拝聴する機会がありました。歴史には余り興味を持っていなかった私でしたけれども、テーマは「寒河江の囃子座」ということで、囃子座の歴史を聞いているうちに、今自分が住んでいる地域の話であることから強く興味と関心を持つようになり、振興計画策定のための振興審議会の中でも、一委員としてこれらの発掘保存を強く訴えてきたところであります。

この囃子座の歴史は、寒河江には多くの屋台があったようですが、元禄時代、正徳期に六供町祇園囃子保存会があって、わざわざ京都へ行って習ってきたということでした。その当時は、「谷地や左沢のものとは違うんだから、絶対よそには教えるな」などと、本場京都直伝の囃子とあってかなり誇りにしていた様子が見えます。

それから年代は変わりますが、明治11年には西村山郡役所の開所祝いに3日間、屋台が繰り出され、さらに大正4年には御大典祇園囃子屋台として六供町組、西ノ町組、上南町組、上町組、新町組、七日町組などの屋台が大々的に繰り出された様子が写真つきで残っております。

さらに時代は進み、昭和3年には御大典記念祇園囃子屋台として総出演、そして昭和34年には六供町囃子座が9月14、15、16日の3日間、皇太子御成婚記念、5年連続豊作祝いとして巡業されたのを最後に保存会が解散されたようであります。

このように多くの歴史を刻み、昭和の時代まで受け継がれてきたものだけに、完璧な形ではないにしても何基かの屋台は原型が保たれており、復元可能とのことでありました。また、その当時、祇園囃子に直接携わってきた旅館のおかみさんたちも元気でおられるということですので、当時のリズムや感覚をよみがえらせるためにも、その方々が元気なうちにこの祇園囃子を復元、復活させてはどうかと思います。また、本市には、囃子に欠かせない三味線、かね、太鼓、笛などの名手はたくさんおられますし、日本舞踊を習っている方々も大勢おられます。こういう方々の御協力をいただけるならば、まさに口マンあふれるすばらしい祇園囃子屋台が復活されるものと信じております。

本市では、雛まつりから始まって、桜まつり、つつじまつり、そしてさくらんぼ祭り、寒河江まつりとそれぞれの四季に合った、文字どおり「四季の祭り」が開かれておりますが、この囃子屋台が加われば、さくらんぼパレードの先頭を行進したり、秋の寒河江まつりには町じゅうを練り歩き、「神輿の祭典」との競演など趣の違った新たな祭り文化が生まれるものと思います。

もちろんこれらの事業は民間主導になるとしても、運営費はともかくとして、復元までにはかなりの費用もかかると予想されますので、その支援なども含め、市長の御見解を承りたいと存じます。

続いて、通告番号3番の教育行政、とりわけ心の教育について教育委員長にお尋ねいたします。

我が国も戦後既に60年、半世紀以上の歳月が経過いたしました。終戦当時は、私もまだ幼い子供ではありませんでしたが、あの戦中・戦後に味わった貧困生活は、今なお忘れることはできません。

あれから数十年、その後の日本は著しい発展を続け、あの高度成長期を経て築き上げてきた今日の日本は、先進国として世界にその名を知らしめ、厳しい国際競争社会の中で、今や経済大国として確固たる位置づけがなされたのであります。終戦当時の大人の方々も、これほどまでに復興した日本の姿をだれが想像したことでしょう。ここまで復興されたその陰には、先人たちのたゆまぬ努力と並々ならぬ御苦労があったことでしょう。心から感謝しなければならないものと思います。

このように、現今の社会は物が豊富で、確かに経済的にも豊かになったことはありがたいことではありますが、ただただ手放して喜んでいられるわけにはいきません。最も信頼関係のある親が子供を殺したり、子供が肉親や兄弟姉妹を殺すなどといった、一般常識では考えられないような、余りにも残虐きわまりない事件が連日のように報道されている現実を目の当たりにしてふと考えてみると、これまでの発展途上の中で、何か置き去りにされてきたものがなかったのだろうかと考えさせられるのであります。

戦後の社会は、あの敗戦という大きな心の傷を背負いながら、学力偏重にこだわった学校教育、そして人権を尊重するが余り、権利と自由を重視してきた社会教育など、戦後教育のあり方に問題があったような気がしてなりません。優秀な学力を身につけることは、もちろん国際社会に通用する立派な人間を育成する上では、当然にして大事なことであります。また、権利と自由を尊重することも、人間社会においては最も大切なことでありましょう。

しかし、ここで問題なのは、権利や自由を主張する前に、人間としての責任と義務を果たさなければならないという基本的なことを強く認識されるような教育が必要だったのではないのでしょうか。ややもすると自由と勝手を混同して考えられがちですが、自由とは法を守る、規範を守ってこそ初めて自由が与えられるもので、これこそが法治国家に生きる国民として至極当然のことと思うのであります。

もちろん、これは本市の教育委員会を決して批判するものではありませんが、つまり一個の人間としてその人格が形成される上で、最も大切な時期である義務教育過程において、何らかの形でこうした人間として当たり前のことを、基本的なことを教えることによって、少しは社会環境もいい方向に変わってくるものと信じているところであります。

昨年11月に策定され、さきの議会にも示されておりましたが、寒河江市教育振興計画がこのほど立派に製本され、届けられました。この計画の中でも、他人を思いやる心、規範意識や道徳心、自立心などの必要性が盛り込まれておりますが、いわゆる心の教育は、学校はもちろんであります。家庭や地域とのかかわりの中で学ぶことも非常に重要なことと思います。学校と地域との連携強化をも含め、心の教育について今後どのように取り組まれるのか、教育委員長の御見解をお伺いいたしまして、私の第1問といたします。

平成19年6月1日(金)

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、将来に向けた住環境の整備構想、方向性についてお答え申し上げます。

本市では、県内陸部の中核都市として、多種多様な交流の拠点づくりのため、交通の要衝である地域特性を最大限に活用しながら、道路交通網の整備や寒河江駅前中心市街地整備事業など都市施設整備を進めるとともに、さくらんぼや「花・緑・せせらぎのまち」にふさわしいランドマークをつくり、工業団地造成と企業誘致を図りながら、またさまざまなイベントを実施して交流の拡大を図ってまいりました。

また、交流人口の増加を定住へと誘導し、人口の増加を図るため、これまで土地区画整理事業や土地開発公社等による宅地開発を行い、利便性の高い、低廉で優良な住宅地を供給してまいりました。現在、土地区画整理事業により、御案内のように「ほなみ団地」の愛称のもと、新たな住宅地として総区画数約310区画、計画人口1,100人の優良な宅地整備が進められており、当面の整備促進すべき事業と考えております。

今後の住環境の整備構想であります。私は、行政を支えるものは住民の力であり、企業の活力であると考えており、少子高齢による人口減少社会を迎えようとしている中で、若い世代はもちろんのこと、退職を迎える団塊の世代のUターン、Iターンを受け入れるなど、活力のあるまちづくりを進めるため、今後とも快適な住環境の宅地を創出、供給し、定住を促進することが必要であると考えております。

長期を見据えた本市のあるべきまちづくりの具体的な将来ビジョンについては、都市計画マスタープランの中で都市構造、土地利用、都市施設の配置構想などを総合的に定めております。

具体的な宅地化の方向性としては、現在の用途地域内の未利用地について宅地化を図っていくことが必要であると考えておりますが、さらに本市の発展を見据えた新たな宅地化が求められる場合は、都市計画マスタープランに照らし合わせながら宅地としての立地条件を十分考慮し、候補地を選定し、住居系用途地域の拡大を図り、土地区画整理事業や開発公社及び民間の宅地開発を誘導するなど、良質な住宅地の創出を促進してまいりたいと考えております。

次に、団塊世代の定年退職者の受け入れ対策についての御質問にお答え申し上げます。

地域の振興や活性化を図る上で、人口増加策は基本的課題であり、第5次寒河江市振興計画におきましても、少子化の進行による生産年齢人口の減少は税収の減少へとつながり、高齢者の増加による福祉・医療等の経費の増加となり、現在の住民サービスの維持が厳しい状況になっていくことが懸念され、さまざまなイベントの開催や美しい町並み形成と雇用の場の創出を図り、交流から定住へと結びつけ、すべての人々が健康で暮らせる地域社会の構築を図ることが必要であると述べているところであります。

「団塊の世代」とは御案内のように、戦後の昭和22年から24年の3カ年に生まれた世代であります。全国では約800万人ほどと言われており、現在、本市に居住しているこの世代に該当する方々は2,000人を超えているようで、男女を問わず多くの方々が何かしらの仕事についているようであります。また、この世代に寒河江市で生まれ育った方のうち、約3分の1が県外に居住しているようであります。

全国的に見ましても、「ふるさと回帰」や「二地域居住」などの言葉が取り上げられ、ふるさとや田舎への移住や転入を促進する施策が期待されており、総務省でも昨年度から交流居住を求める全国の都市住民に対し、インターネットを通して地方自治体の情報を提供しております。

本市においても、ことし2月、団塊の世代の方々を活用、受け入れしていくために、庁内関係9課により対策支援チームを設置し、対応策を協議したところであります。早速ことし4月から総務省のホームページに、祭りやイベントなどの観光情報、農業体験等の情報、地勢や気候、交通アクセスなどの情報を掲載しており、随時更新しながら全国各地へ情報を発信してまいります。

全国的にも団塊の世代の大量退職が問題となっているようで、定年の引き上げや継続雇用制度の導入による雇用期間の延長などの取り組みが行われております。また、雇用の問題は、本市を初め県や寒河江公共職業安定所（ハローワーク）それから商工会、JA、金融団などの各種団体による寒河江市雇用対策本部や、商工会やハローワーク、西村山各市町による西村山雇用対策協議会などにおいても、雇用の場の確保等に努めているところであります。

本市における2,000人を超える団塊の世代の方々には、退職後においても熟練の技術や知識、経験を

まちづくりに生かしていただきたいと考えており、引き続きハローワークや市内の企業団体などと連携、協力し合いながら、雇用の場の確保、提供、再就職情報などを広くお知らせし、雇用と定住を結びつけて考えております。

また、市外からの定住を希望する方々にもさまざまな情報を提供しなければならないと思っており、これまで以上に各種イベントなどを通して交流を促進するとともに、短期や長期、行ったり来たりの滞在も含め、また受け入れが可能な市民の方なども募りながら本市の暮らしを体験していただき、定住につなげなければならないと思っております。

また、県内外から訪れる方々の意見や感想をまちづくりに生かしていきたいとも考えており、今後も関係部署が連携しながら情報を共有し、広域的に情報を発信して、団塊の世代等の受け入れと、その活力を本市の活性化につなげたいと考えております。

その中で、本市独自の定住滞在に関するチラシなどを作成し、ふるさと寒河江会を初め、「ゆとり都」や東京、大阪、名古屋、札幌の大都市圏にある県の事務所に設置を依頼したいと考えております。また、市ホームページにも交流や定住に関する総合的な情報を掲載しながら、メールなどを活用した質問事項の受け付けや回答など具体的な対応も行っていかなければならないと考えております。さらに、市報にも情報を掲載し、市外や県外に住む親戚や知人、友人の方に本市をPRしていただくとともに、還暦の同窓会などもPR活動の機会ととらえ、県外に居住している方々に積極的に本市情報を発信していただくよう主催者に働きかけ、団塊の世代の方を初め、本市への定住・移住を考えている方々にアピールしていきたいと考えております。

今後、ますます進展する少子高齢社会や人口減少社会の中にあって、間近に控えた団塊の世代等の大量退職を人材誘致の一つのチャンスと考え、さらに団塊の世代等の知識や意見、経験をまちづくりに生かしていくため、国や県とも連携を図りながら本市の情報を広域的に発信し、より一層交流の促進と定住への誘導を図っていききたいと考えております。

次に、雇用拡大を図る意味での工業団地の今後のあり方と企業誘致の今後の見通しについてのお尋ねにお答えいたします。

本市の中央工業団地はこれまで、第1次工業団地として41.2ヘクタール、第2次工業団地として53.3ヘクタール、第3次工業団地として57.3ヘクタール、合計で約152ヘクタールの造成を実施してきました。おかげさまをもちまして現在、立地企業数が78社で、約3,600人の従業員が働く県内有数の工業団地に成長してきております。

その中で、工場用地として分譲可能面積は残すところ約9ヘクタールであり、分譲率は93%となっております。現在、企業からの引き合いもあり、新たな工業用地の需要にこたえ、本市及び西村山地域住民の雇用の場の確保、並びに本市及び本県の産業振興を図る観点からも早急に、テーピ工業南西地区のエリア、22ヘクタールについて、新たな工業用地として拡張することが必要と考えているところであります。

つきましては、今後、農村地域工業等導入実施計画の変更により工業団地の拡張を行うべく、県と東北農政局と十分に協議を重ねて、できるだけ早い時期に造成のめどが立つように努力してまいりたいと考えております。

また、企業誘致の今後の見通しについてであります。これまでさまざまな情報をもとに積極的に企業訪問を行い、企業誘致について打診してまいりました。全体的な動きとしましては、一時の中国等への工場の進出傾向から日本国内への回帰現象が見られ、また点在していた工場等の集約化などの企業再編の動きが見られるようになってきました。そうした状況の中、最近の誘致企業の中では好感触を得ている企業等があることから、今後も立地が進むものと考えております。

次に、地域伝承文化の発掘ということでの祇園囃子や屋台、山車などの復活保存に対する御質問がありました。お答えいたします。

かつて、御案内のように寒河江八幡宮の例大祭や国挙げての慶祝行事には、寒河江の各地から囃子屋台や山車が繰り出し、大勢の人でにぎわったということでもあります。伝え聞くところによりますと、寒河江の屋台を見ようと近隣の町や村には人がいなくなるくらい集まってきたという話もございます。

この寒河江の名物であった囃子屋台は、大戦の影響で姿を消し、戦後唯一復活した六供町の囃子座も、昭和34年9月の皇太子御成婚記念と5カ年連続豊作を祝福して9月14日より3日間出演したのを最後に

保存会を解散してしまったことは、残念なことでありました。話がございましたとおりでございます。

しかし、六供町と上町の屋台は、幸いにも部材が郷土館に保存されて残っておりますので、復元することは十分に可能であると思われまます。現在、囃子座に参加した人も元気でおりますし、市民の間で復元したいという盛り上がりもあるということでございますので、囃子屋台を復元し、保存するのは今が絶好のチャンスではないかなと思っております。

御案内のとおり、第5次寒河江市振興計画の将来都市像、「歴史と文化の織りなす 気品たどよう美しい都市」を具現化する方策の一つとして、今年度から歴史文化ふるさと回帰事業をスタートさせております。この事業は、団体等が行う地域の歴史や伝統、文化などにかかわる事業に対して補助を行うものでありますので、囃子屋台の復元などについても、この事業の活用を検討していただきたいと考えております。

まずは、地域の皆さんや関係団体等で保存会等組織をつくっていただきまして、自主的に事業に取り組んでもらうとともに、必要に応じてその道の専門家にも入ってもらうなど、いろいろな形で事業を支援できればと考えているところであります。

私の方からは、以上です。

伊藤忠男議長 大谷教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 お答えいたします。

初めに、心の教育についてお答えいたします。

議員おっしゃられましたように、今本当に殺伐とした痛ましい事件が報道されるたびに、大きなショックを受けると同時に、大変心を痛めております。

そして、核家族化や少子高齢化、生活様式の多様化などの急激な社会変化が地域や家庭の教育力を低下させ、本来、家庭や地域の中で培われてきた他者を思いやる心、規範意識や道徳心、自立心など、私たちがこれまで大切に、大事にはぐくんできた人間としての力が失われてきていると言わざるを得ない状況にあることを大変残念に思っております。

その中であって、市教育委員会では昨年、「ひと集い、伝えあい、そして高めあう」というスローガンのもとに、寒河江市教育振興計画を策定いたしました。この計画の中で、道徳心、社会性をはぐくむまちづくりを提唱しているところであります。

道徳心、社会性をはぐくむためには、まず人々みんなが集い合って、そして協働する、ともに活動する中で相手と豊かにかかわることのできる、そういう心と態度を養うことが重要であると考え、そのためには幼少期から地域の方々、自然、歴史、文化など、多様なかわり合いを持ちながら豊かな体験をする場が必要であると考えているところであります。

こういう考えのもと、今年度より新規事業として「いのちと心を育む学校づくり推進事業」をスタートさせました。この事業は、学校ごとに課題を明らかにする中で、食育、家庭の教育力向上、地域の歴史・文化学習、道徳心や規範意識の向上、読書の盛んな学校づくりに関連した事業などを展開していくことによって、豊かな心を持った寒河江の子供たちを育てようとするものでございます。

また、本市では、中学校段階で生徒の職場体験学習を実施しておりますが、今年度は職場体験学習を3日間から5日間に延長いたしまして、市内中学校のすべての2年生で実施をいたします。義務教育の時代から社会に出て、そしてその社会の中で働いている方々を、その姿を見たり、あるいは実際に働く体験をする中で、勤労の意義を理解しながら人間としての力や心というものを学んでいくということは、豊かな心をはぐくむことにつながるものと考えております。

学校現場におきましても心の教育、道徳教育の充実、各学校の経営の重点に位置づけられておりまして、特にさまざまな人々とのかわりを重視する中で、命と心の教育の充実を図ってきております。

なお、国が定めております学習指導要領によれば、学校における道徳教育は学校の教育活動の全体を通じて行うものであって、道徳の時間を初めとして各教科、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならないと、このようにうたっております。そして、その際の配慮事項としては、教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間関係を深めて、家庭・地域社会と連携を図りながらボランティア活動、あるいは自然体験活動などの豊かな体験活動を通して、内面に根差した道徳性を育成していくこととしております。

本市の各学校でも、道徳の時間の充実を図ることはもちろんであります。道徳の時間や各教科等で養った人間愛、家族愛、郷土愛、公正そして公平、規則の尊重などのいわゆる道徳的実践力をさまざまな体験学習活動を通す中で養って、美しい心、豊かな心、元気な心の養成につなげていただいていると考えております。

また一方、家庭の教育力を高める努力が必要であると考えています。家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点であると言われる。子供にとって家庭は、人としての基本的な生活習慣や生活する力、他人を認め思いやる心、善悪を判断する能力、さらには自立心や自制心などの社会人としての基本的な資質とマナーを身につけていくところであると考えます。

しかし近年、社会的なモラルの低下が問題となっております。「大人が変われば子供が変わる」と言われて久しくなります。そして、現在、「早寝 早起き 朝ごはん」の運動が叫ばれ、基本的な生活リズムの確立が求められております。今こそ、この家庭の教育力を再生しなければならないときです。そのために私たちは、私たち大人がそれぞれの家庭において、まず率先して実践して見せることが大事なのではないでしょうか。

こうした姿勢の中で、幼児施設における保護者会や小中学校父母と教師の会や地域の各組織、各団体

の方々のお力をおかりしながら、家庭の教育力を高める取り組みに努めてまいりたいと考えております。次に、地域との連携強化についてお答え申し上げます。

学校と地域が緊密に連携することは、先ほども申しあげましたように、子供たちに豊かな体験活動の場を与えるためにも極めて重要であり、また不可欠なものであると、このように考えております。現在、本市では、すべての小中学校に学校評議員制を導入し、地域の方々と一緒になって学校経営を進めております。その中で、地域の行事への参加も積極的に進めるなど、緊密な連携を図ってまいってきているところです。

その主なものを若干申しあげたいと思います。醍醐地区におけるホタルの里づくり運動や南部小学校におけるピオトープづくり、高松小学校での学校栽培園、三泉小学校でのさくらんぼ栽培などの取り組み、さらには幸生や田代、柴橋小などのように、地域と一体となった行事を実践している学校もございます。また、各学校とも地域の方々を講師としてお招きするなど、いわゆる地域の人材を活用した事業や行事の展開を工夫をしております。

特に今年度は、新たな事業として国が進めております「豊かな体験活動推進事業」を受けて、幸生小学校を舞台として長期間の宿泊体験学習を展開する予定であります。この長期の集団生活の中で地域を学んだり、大自然に触れることを通してそのすばらしさを感じたり、あるいは自然に対する畏敬の心を育てたりするなど、豊かな心をはぐくむ事業にしたいと、このように考えております。これらのねらいを実現するために、地域に「豊かな体験活動支援委員会」を立ち上げて、学校と地域が一体となって事業を展開していく、そういう予定であります。

こうした地域と一体となった取り組みの中で、子供たちの心の教育を充実し、気品ある寒河江のまちづくり、人づくりを図っていききたいものと、このように考えているところであります。

以上でございます。

平成19年6月1日(金)

○伊藤忠男議長 新宮議員。

新宮征一議員 第1問に対して市長、それから教育委員長からは、大変前向きな御答弁をいただきましたし、私の思いとほぼ同じような御答弁をいただきましたので、時間の方も少なくなっておりますし、これ以上くどくどと申しあげるつもりはございませんが、簡単に私なりに総括をさせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

先ほど、市長の御答弁の中にも、第1問の通告してありましたところのいわゆる定住人口対策に対しては、本当に幅広い角度から積極的に取り組まれるということで、今後の寒河江のまちづくりにも大変大きな勇気をいただいたところでございます。

それから、第2問でありますけれども、伝承文化の発掘・保存についてであります。市長からは「今がチャンスだ」と、本当に力強い言葉をいただきました。今後どのような形でこの事業を進めるかは今後の課題として、今、きょうの内容を踏まえた中で、一つの入り口を見つけたなど、そんなふうに考えておりますので、今後何らかの形でこれを立ち上げていくべく私も努力をしてみたいということでございますので、よろしくひとつ御支援のほどをお願い申しあげたいと思います。

それから、教育委員長の御答弁でありますけれども、これまた私が思いとするところをすべて理解をさせていただいて、大変前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございました。ただ、体験学習であるとか、あるいは家庭の教育であるとか、いろいろこれはこれまでも取りざたされてきた問題であります。

ちなみに今、国の方では、この教育三法の改正をしようということでいろいろ議論がなされておりますけれども、その中で安倍総理は「戦後60年、子供のモラルや学ぶ意欲が低下した。変えるべきことは勇気を持って大胆に変え、教育新時代を開きたい」と、非常に力強い発言がございました。そしてまた、この三法の中でも、特に教員の免許の更新とか、あるいは講習会だとか、そういうふうなものも盛り込まれるようでもありますけれども、特に目を引いたのは、義務教育目標に愛国心などを盛り込み、基調にしたいと、こういうことでもあります。

ちなみに、私もこれまでいろいろ感じてきたことがあるんですが、やっぱり先ほど教育長の御答弁の中で「大人が変われば子供も変わる」、こういうお話がありました。全くそのとおりだと思います。ただこれは、この言葉を引用して申しあげれば、「教師が変われば生徒も変わる」、これも同じような意味合いではないかなと。

あるときに、校長から君が代の伴奏を命じられた教師が、それを拒んで裁判ざたになるなどというような、全く基本的なものを失われている教師がいるとするならば、これは心の教育なんていうものができっこない、私はそんなふうに思います。

つい最近でありましたけれども、大相撲の千秋楽で、モンゴル出身の白鵬関が15戦全勝で優勝しました。その表彰式で、日の丸を見上げながらモンゴル人でさえ君が代を歌っておりました。あの姿こそが、いわゆる大相撲界で「そういうものなんだよ」ということを教え込んできた一つのあらわれかなと、そんなふうに思ったところであります。

日の丸は、我が国の国旗、国の旗です。君が代は、我が国の国歌です。日本の歌です。これを尊重するところから入っていかないと真の心の教育というのはあり得ないのかなと、そんなふうに思うところであります。

どうぞひとつ、君が代を歌うにしても何の抵抗もなくすんなりと歌えるような、そういう人間をつくるためにも教育現場、そして教育委員会のさらなる御協力を、御奮闘を心からお願いを申しあげまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

佐藤暘子議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号4番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表し、4月に戦われた選挙戦の中で市民の皆さんから託された切実な要望に基づいて、以下の質問をいたします。市長並びに教育委員長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

最初に、乳幼児医療費の無料化について、市長にお尋ねいたします。

共産党市議団が昨年12月、市民8,000人を対象とした市民アンケートを実施したことは、3月議会でも申しあげました。このアンケートには、市民のさまざまな要望や、歯に衣着せぬ意見や市政への不満などが数多く寄せられましたが、さらに選挙戦を通じてこれらの要望や意見が、切実な生の声でびしびしと寄せられてまいりました。街頭で訴える私の話をじっと聞いてくださっていた高齢者の方が近づいてきて、「ここは陸の孤島だ。バスも通らなければ、車も乗れない。医者に行くにも、買い物に行くにも、タクシーに頼らなければならない。何とか高齢者が住みやすい町にしてほしい」と、私の手を強く握って訴えられるということもありました。

どこに行っても必ず出されるのが、子育て中のお母さんやおばあさんたちからの「中学校給食、ぜひ早く実現してほしい」という声でした。そのほかにも、「子供の安全な遊び場が欲しい」「保育所を充実させてほしい」など、子育て支援に対する要望もたくさん出されました。とにかく選挙戦は、市民のさまざまな願いや思いやドラマが一気に沸き上がる一週間となりました。数多く寄せられた市民の要望の中から、今回は乳幼児医療費の無料化と中学校給食の実施について、市長並びに教育委員長に見解を伺いたいと思います。

まず、初めに、乳幼児医療費の無料化について、市長にお尋ねをいたします。

乳幼児医療費を日本で初めて無料にしたのは、岩手県沢内村だと言われています。昭和30年当時の沢内村は、豪雪、貧困という悪条件の中で高齢者や乳幼児の死亡率が非常に高く、100人の赤ちゃんが生まれても7人が亡くなるという悲惨な状態でした。このことに心を痛めた当時の深沢晟雄村長が、村民の命を守ることを最優先にしなければならないとして取り組んだのが、65歳以上の高齢者の医療費無料化と乳幼児医療費の無料化でした。無料化が実施されて1年後、乳児の死亡率はゼロという画期的な記録があらわれました。沢内村の取り組みは、お母さんたちの要求運動とともにたちまち岩手県内の市町村に広がり、乳幼児医療費無料化が実現されていった経緯があります。

乳幼児医療費の無料化を国に求める意見書が、全国津々浦々の地方議会から提出されておりますが、国の制度としては確立されておらず、都道府県に任されているのが現状です。山形県においても、県の制度で小学校入学前までの乳幼児を対象にした医療費無料制度がありますが、所得要件があり全員が該当するものではありません。

さらに、平成18年7月の制度改定により所得制限が厳しくなり、改定前に該当した人が改定後は該当しなくなった人が出てきています。そのために、県内の各市町では、県の制度に上乘せする形で独自の施策を実施しているところがふえています。県内13市のうち、尾花沢市、南陽市では、県の制度に独自の上乗せをし、ゼロ歳から小学校入学前の6歳まで、すべての乳幼児が負担金なしの無料となっております。山形市、天童市、鶴岡市などもゼロ歳から6歳まで、全員が無料化されています。ただし、所得税課税世帯には、外来で医者にかかった場合は1回530円を月4回まで支払う一部負担が伴いますが、所得制限なしで医者にかかれるということは、子育て中の親にとっては本当にありがたいことです。

そこで伺います。寒河江市では、県の制度に準じるということで所得によって受けられない子供がおりますが、制度改定によってさらに該当条件が厳しくなっています。制度改定前と改定後とで該当人数にどのような変化が出ているのか、伺います。

無料化に該当しない家庭の3歳未満の第1子、第2子については2割負担に、3歳以上の子供については3割負担という大変厳しい状況になっています。パートで働いているあるお母さんは、「4歳と6歳の子供がいるが、無料制度に該当しないので2人の子供の医療費は3割負担をしなければならない。負担が大きいので、ひどい状態でないときは医者にかかるのを控えている」と言っています。親にとつ

て、子供の病気ほど心配なものはありません。病気が重くならないうちにお金の心配をしないで病院に行けるように、県の制度に上乘せし、ゼロ歳から6歳までの就学前の乳幼児全員が医療費の無料化を受けられるように寒河江市でも取り組むべきと考えますが、市長の考えを伺います。

次に、中学校給食を求める市民の声にどうこたえていくのか、教育委員長にお尋ねいたします。

中学校給食の実施を求める市民の声は、依然としてやむことがありません。市議選を前にした3月議会においても、私はこのテーマの質問をいたしました。昨年12月、共産党市議団が市内の8,000世帯を対象に実施した市民アンケートで回答を寄せてくださった方の約90%が、中学校給食の実施を求めていることに基づいての質問でした。

さらに、4月の市議選の中でも、中学校給食を求める市民の声は至るところで沸き起こり、私の選挙カーを見つけた中学生たちがあちこちで「給食、頑張って」と声をかけてくるなど、生徒たちまでが中学校給食の実施を期待していることを実感させられました。そして、必ず聞かれることは、「何で寒河江市だけが中学校給食ならねんだ」というお母さんやおばあさんたちからの質問です。「完全給食が無理だったらおかずだけでもいいのに。ほかのところ、みんなしてっどれ」という言葉が返ってきます。選挙戦を戦われたほとんどの議員の皆さんも、このような言葉をかけられたと思います。（「そうだ」の声あり）寒河江市では、弁当を持ってこられない生徒に業者の弁当を取り寄せてくれる弁当販売方式を実施することを説明しても、「それは一部の人が対象で、全員が同じ物を食べる給食とは違う」と、市民の反応は冷たいものでした。

中学校給食を求める市民運動が始まってから16年が経過しました。この間、署名運動や議会請願の運動を繰り返しながら、この議場においても繰り返し民意を反映させるべく質問に立ってまいりました。しかし、教育委員長の答弁は、いつでも判で押したように「中学校については、ミルク給食と弁当持参」を繰り返すだけで、16年間変わることはありません。しかし、アンケートの結果においても、選挙戦で明らかになった市民の意識においても、教育委員会の考えとは大きな乖離があることを感じました。

教育委員会が、中学校給食は実施しないとしてきたこれまでの理由は、お母さんたちを納得させることにはならず、市民の理解を得ることもできません。これまで教育委員会が教育再生の一つの切り口としてきた弁当持参と給食の実施は、決して矛盾するものではないと考えます。市民が求めてやまない中学校給食の実施について、教育委員長はどのようにこたえていくのか。「おかず給食だけでもいい」と願っている市民の声をどのように考えておられるのか、教育委員長の見解をお伺いいたします。

以上で、第1問といたします。

平成19年6月1日(金)

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 乳幼児医療制度の御質問にお答えいたします。

山形県の乳幼児医療制度は、乳幼児の健康な発育の支援と次世代を担う子供を産み育てやすい社会環境を整備するため、医療保険各法による個人負担額相当分を公費負担する制度であることは御案内かと思えます。

制度の対象者は、ゼロ歳から6歳の就学前の乳幼児であり、かつ子供の扶養者の所得が所得制限額以下の場合に該当となります。ただし、第3子以降の乳幼児についてはこの所得制限を撤廃し、全員が乳幼児医療制度に該当させ、全額無料となっております。

さらに、乳幼児医療制度に該当した場合には、扶養者の所得税課税の有無及び乳幼児の年齢によって二分され、所得税課税なしもしくは3歳未満の場合には医療費の全額が無料となっており、所得税課税ありの場合には外来で1日530円、入院で1日1,200円などの一部負担がございます。本市においては、この県の乳幼児医療制度に準じて実施しているところであります。

御案内のように、現行の乳幼児医療制度は、平成18年7月に所得制限額が改正されております。制度改正前と改正後とで、該当人数にどのような変化が出ているかとの御質問でございますが、平成19年3月末の現行制度該当者は2,435人で、市全体の同じ年齢人口に対する該当率は89.4%となっております。一方、制度改正前の平成18年3月末では該当率93.2%であり、3.8%の減、人数では105人ほど減少しております。

また、県内他市の状況であります。御指摘もありましたけれども、独自の事業としてゼロ歳から6歳の対象全年齢について所得制限を撤廃している市が4市、ゼロ歳のみ、もしくは2歳児までの所得制限を撤廃している市が3市、県と異なる制限額を設けているのが1市、本市と同様に県の制度に準じている市が5市と、県内13市においてもその対応がばらばらな状況でございます。

ゼロ歳から6歳までの就学前の乳幼児全員が医療費の無料化が受けられるよう本市においても独自に取り組むべきではないかとのことでございますが、県では本年度を乳幼児医療制度の事業評価期間と位置づけており、アンケートや会議等を通して制度評価を進めていることから、県の制度改正を見守りながら、本市も県と同じ制度の中で対応をして、市単独の事業は考えていないところでございます。

以上です。

平成19年6月1日(金)

伊藤忠男議長 大谷教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 中学校給食に関してお答え申し上げます。

昨年度、寒河江市の教育のあるべき姿について考えていただくために、市内の各種団体関係の代表者で構成された寒河江市教育振興計画検討委員会に諮問いたしまして、あらゆる角度から議論をいただき、その答申を得て、寒河江市教育振興計画を策定したところでございます。この寒河江市教育振興計画の中の大きな柱として、「いのちと心を育む食育を推進するまちづくり」を掲げており、家庭、学校、地域が連携した食育の推進を図ることとしております。

この中で、食育の推進と学校給食に関しましては、中学生の時期だけで申しますと、中学生の時期は心身の発達が著しく、自分を取り巻く人間関係などを多感にとらえる重要な時期でもあり、家族とのかわり、自身の自立、役割の認識など、中学生期に会得する時期であって、その中で基礎的な生きる力を学び、それが実践できる能力と力を養う年齢だと考えており、これらの体験、経験の場を与えられるのは家庭であり、家族であり、愛情やぬくもりを感じ、その中で実践されることが望ましい姿ですと、このようにしております。こういう理念のもとに、学校給食は、小学校が自校調理方式の完全給食、中学校においてはこれまで同様、ミルク給食を実施していくこととしております。

寒河江市教育振興計画は、第5次寒河江市振興計画における人づくり、まちづくりの基本方針を踏まえて、新しい時代に対応できる教育に関する基本的施策として策定したものでございます。したがって、御質問の中学校給食を求める市民の声にどうかこたえていくのかということですが、中学校給食はこの教育振興計画のとおり、これまで同様ミルク給食として、家庭の事情などによりどうしても弁当を持参できない場合でも、生徒が安心して通学できる教育環境をつくるために、今年度から新たに希望者に対する弁当販売あっせん事業を実施してまいります。

以上でございます。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前11時5分といたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前11時05分

平成19年6月1日(金)

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 第1問にお答えいただきましたので、第2問に移らせていただきたいと思います。

乳幼児医療費の無料化については、市長は、寒河江市独自の施策をする考えはないと、県のこれからの動向を見守っていきたいというようなお答えでありましたけれども、ほかの無料化をしているところというのは、県に先立って実施をしているわけですよね。県の制度でも国の制度を先取りしてやっているということでございまして、本来ならばやはり国で乳幼児医療費の無料化を制度として確立すべきだというふうに私も思います。

しかし、こういうふうにして県が市、さらに県に上乘せをして各自治体がやっているということは、それだけ子供の少子化対策、あるいは乳幼児が健全に育てほしいという、そういう思いから先取りをして実施している市町村が多いということだというふうに思います。

寒河江市の場合も、制度改定前と改定後とでは3.8%の方が制度に該当しなくなったと、105人の方が制度から新たに外れるというようなことがあったわけです。今、子育て中のお母さんたちというのは、非常に大変な思いをしているんですね。

きのうの新聞にも出ておりましたけれども、厚生労働省の調査によれば、05年の1世帯当たりの平均所得が563万円で前年度よりも2.9%減っていると、平成に入ってから最低だというふうな記事が出ておりました。それで、半数以上の家庭が「生活が苦しくなった」と答えているということです。殊に高齢者世帯とか小さい子供を抱えている若い世代にとっては、大変な生活苦だと思います。

ことからは定率減税が全廃になります。また、住民税の増税が、さらに負担がふえることによって大変な状況が出てくるというふうに思います。所得要件に該当するかしないかということは、本当に紙一重だというふうに思うんです。該当する人は助かるんですけども、該当しなくなったという人にとっては大変な負担増につながるわけですね。

今の、ただいま新宮議員からも質問があったわけですが、人口をふやすためにはやはりさまざまな工夫が要ると思いますけれども、やはり若い世代が寒河江に定住するためには、子育てしやすい住環境、あるいは子育て支援対策、そういうものがぜひ必要だというふうに思います。子供を安心して産み育てられる環境整備、これはぜひとも必要だと思います。国や県の制度をまつまでもなく、少子化対策の一つとしてやはり乳幼児医療費の無料化、就学前までの全乳幼児が無料化に当たるようにやはりすべきだというふうに私は考えるところです。

このことについて、改めてお尋ねをしたいというふうに思いますけれども、一番病気にかかりやすいのが、年齢的には1歳から3歳ぐらいの子供が一番病気にかかりやすいんですね。その子供たちだけでも所得制限なしで全員が無料化に該当するように、そういうことは考えられないか。ほかの市町村でもゼロ歳児から3歳児までの無料化というようなことをやっている自治体もあるわけですので、ぜひそういうことでは考えていただきたいというふうに思います。改めて市長の見解を伺いたいと思います。

それから、給食についてですけども、まず冒頭に伺いたいんですけども、きょうの山形新聞に弁当販売方式の記事が出ておりました。6月4日から弁当販売方式を導入する、この中に市内中学校給食、市内の中学校給食に県内初めて弁当販売方式を導入すると。「中学校給食」というふうな表現になっておりましたけれども、教育委員会はこれまで「中学校給食ではない」というようなことを言っておられましたけれども、この記事との整合性はどうかということで、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、これまで教育委員会が、給食については、寒河江市の振興計画の中にもこの理念が書いてあると。その理念のとおりだということで「給食は実施しない」ということを言っておられます。教育委員会の理念は、子育てに対する理念は、私も同感でございます。ですけども、それが中学校の給食を実施しないということとは結びつかないのではないかとこのように思います。

これはこれまでも何度も、この議場でも議論をしてきたことございまして、私、初めて当選したのが平成3年だったんですけども、その平成3年の初議会から給食問題については質問を繰り返してまいりました。私以外にも共産党の議員、あるいは社民党の議員もこの議場での給食の質問をしてまいりましたけれども、いつも教育委員会の答弁は決まっております。

この間の経過は皆さん御存じだと思いますけれども、二度にわたる署名運動や請願をしておりまして、一度は請願が議会で、この議会で満場一致で採択をされて、生徒や父母たちへのアンケート調査などを経て検討委員会が設置されました。その検討委員会は2年半をかけて検討した結果、「中学校給食の必

要性はない」ということで、しないということになったわけですが、その後も給食に対する市民の要望というのは、本当に消えることがなく続いているわけです。平成15年には、1万5,000名の署名を添えて請願をしたんですけれども、これは議会で不採択をされたという経過があるわけです。

私は、これまでの議事録をずっと読み返してみただけなんですけれども、教員委員会の答弁は毎回同じ答弁を繰り返しております。市民の声がどんなに強かろうと、住民の声に耳をかそうという姿勢とか、調査をしようとする考えは持っていないで、教育委員会の考え方がこうだからこうなんですと、寒河江市の教育はこれが一番なんですというようなお答えだったというふうに思います。ですけれども、これは給食をしてほしいという市民の願いと、教育委員会がこういう理由で給食を実施しないという理由は平行線をこれまでずっとたどってきたわけですね。ですけれども、私から見ればこの教育委員会の考え方、これは絶対正しいんだからだれが何と言おうと曲げないといったような、かたくなな態度にしかとれないわけです。

給食に対しては、これまでも、これからもその態度を続けるという教育委員会の考え方、それはもう市民には通用しなくなっているということを私は先ほども申しあげました。ですから、これは平成11年ですね、平成11年9月議会でこれまで、今回勇退された遠藤聖作議員が、給食を実施しないとした教育委員会の結論をもう一度検討する必要があるのではないかというような質問をしております。それにもかかわらず、そういうことには一顧だに耳をかさないというような態度でこられたわけですが、やっぱり給食に対する親と教育委員会の考え方というのは乖離があるわけですが、それを歩み寄っていくというか、本当のところはどうなのかということをやっぱり調査したり、検討したりする必要があるのではないかというふうに私は思います。

昨年の12月議会で遠藤聖作議員が質問しておりますけれども、学校給食法に照らしても、教育委員会がとっているこれまでの姿勢というのは住民を無視した態度ではないかということで追及をしているわけですが、やはり私は寒河江市全域にわたって教育をしていかなければならない教育委員会の立場として、やはり住民の考え方、あるいは生徒たちの思い、そして学校教師たちがどのように思っているのかというようなことを調査をするというような立場に立つべきではないかというふうに考えますが、その点についていかが考えていらっしゃるか、お答えをいただきたいと思います。

以上、2問です。

平成19年6月1日(金)

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 お答えいたします。

国の方も制度の改正といいますか、考えておるようでございますし、県も先ほど答弁申しあげましたように、いろいろ調査なり検討をしておるようでございますので、それらを見守りながら考えてまいりたいと、このように思っております。

平成19年6月1日(金)

伊藤忠男議長 教育委員長。

大谷昭男教育委員長 私の方から、概括的なことをお答え申し上げて、具体的なところは教育長並びに担当の方から補足してもらおうというふうにしたいと思います。

先ほど、教育振興計画の策定のプロセス、それからその考え方については御説明申し上げました。すなわち、家庭・学校・地域が連携した食育を推進するんだという考え方の中で、今何が子供たちに必要なのかということに思いをいたしながら教育振興計画を策定したわけでありまして。ぜひ、これだけのページ数の計画でございます。全文を、できましたら食育の項ということではなくて限定せず、計画全体をお読みいただければありがたいというふうに思います。

これは、今までの多くの計画にありましたように、これは社会教育、これは学校教育、これは地域の活動というふうに分けたものではございません。非常に縦横入り交じった形での計画であります。これは、今まで何回かお答え申し上げましたように、子供たちをみんなで、さまざまな切り口から子供たちを立派に育てていこうという考え方でありまして。これはこっち、これはこっちというふうなすみ分けは考えませんでした。ぜひ、全文をお読みいただき、精神を御理解いただければ大変ありがたいというふうに思い、お願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、具体的なことは教育長の方からお答え申し上げます。

平成19年6月1日(金)

伊藤忠男議長 芳賀教育長。

芳賀友幸教育長 お答え申し上げます。

一番最初に、弁当販売あっせん事業のことについてでございます。

教育委員会で実施しようとしている弁当販売あっせん事業は、あくまでも家庭の事情で弁当が持ってこられないという子供さんのために、学習環境の整備という観点から実施するものでございます。御理解をいただきたいと思えます。

さらに、中学校給食に対する教育委員会のこれまでのお答えについて、さまざまございましたけれども、昨年11月に策定しました今回の教育振興計画、本市の教育の今後10年間のあるべき姿という基本的な方向性をお示したものであります。その中で、中学校給食のあり方についても、市内の各団体、各層の代表者の方でつくった検討委員会の中で御議論をいただいたところであります。その中で策定した教育振興計画、今後10年間にわたって、まずはこれの計画の具現化のために精いっぱい、教育委員会としては力を入れてまいりたいと考えております。したがって、改めて調査というものは、今のところは考えてございません。

以上でございます。

平成19年6月1日(金)

伊藤忠男議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 乳幼児医療費については県の制度を待つということで、その域から一步も出ないというふうな回答でございました。

でも今、国民健康保険に加入している方が非常に多いというふうに思いますけれども、この国保税を滞納している家庭もふえているというふうに聞いております。1年以上保険料を払わない家庭に対しては資格証明書が発行されるというふうになっているわけですが、この乳幼児のいる家庭、資格証明書を発行されている家庭の中で、乳幼児のいる家庭はないのかどうかですね。

乳幼児のいる家庭への資格証明書を発行しているとすれば、それは子供の命にかかわるということにもなりかねない、非常に大変な事態になることが予想されるわけです。ですから、子供さんのいる家庭……、発行されているというふうになれば、これは大変なことになるわけですが、寒河江市の場合はどういうふうな取り扱いになっているのか。子供さんがいる家庭への資格証明書の発行は、これは取りやめるべきだというふうに思うわけですが、その点、寒河江市の対応がどのようになっているのか、伺いたいと思います。

それから、中学校給食の問題については、これまでの域を出ないというふうに私は考えているところでございますが、しかし、この寒河江市の教育振興計画の全体に網羅されていることについては、私は本当にこれは必要なことであり、またこれを推進することに努めなければならないというふうに考えております。

しかしながら、この中にあります食育についての項には、食育として「弁当販売方式」というのが載っているわけです。お母さんたち、市民の望んでいるのは全体的なものを了としても、この給食に対する弁当販売方式、あるいは給食を実施しないということについては納得がいかないということを言っているわけです。これまでも何回も申しあげました。ですから、こういう絶対に譲らないという態度ではなくて、やはり何らかの意識調査、あるいはそれでは別な方法としてこういうことがあるのではないかというようなことで考えてみるという、検討するという、そういう態度は持てないのかどうか、それを再度お尋ねをしたいと思います。

平成19年6月1日(金)

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 乳幼児を抱えている世帯で、資格証明書が発行されている数がどのくらいあるかということでございますけれども、私のところにはそういう資料を持ち合わせておりません。担当課長も調査しないとわからないのではないかなと思いますけれども、承知をしておれば担当課長の方から答弁させます。

平成19年6月1日(金)

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

斎藤健一健康福祉課長 わかる範囲でお答え申し上げます。

国保税の滞納者に対しましては、滞納者の措置の審査会がございまして、その滞納の期間によりまして資格証なり短期医療証を交付するというような一つのルールがございまして。

ただ、今議員がおっしゃられましたようなケースについては、手元定かでございますが、乳幼児医療なりそういうふうなケースの国保家庭がございましたら、それにつきましては資格証ではなくて、短期医療証の交付の方向なりを検討して、審査会の中で医療にかかることをできるだけ可能なような配慮をするというような対応をしているところでございます。

平成19年6月1日(金)

伊藤忠男議長 大谷教育委員長。

大谷昭男教育委員長 教育振興計画の具現化にかかわってくる御質問というふうに受けとめました。教育長の方から答えさせます。

平成19年6月1日(金)

伊藤忠男議長 教育長。

芳賀友幸教育長 お答えします。

教育振興計画は、実質的には今年度が初年度という計画であります。せっかく市民の皆さんの英知を結集してつくってもらった教育振興計画でございますので、まずはこの計画の具現化のため全力を傾注してまいりたいと考えております。

そういう観点の中から、中学生の中でどうしても家庭で弁当ができない、家庭の事情で持ってこられないという方については、弁当販売方式を導入していこうということで去年から準備をしまして、今月の6月4日から実施をしていきたい。これも、教育振興計画の中にある計画の具現化のためにやってまいりたいということで考えているところでございます。御理解をいただきたいと思っております。

平成19年6月1日(金)

伊藤忠男議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 これ以上もうここで議論をいたしましても、一步も前には進まないというふうな考え方を、私は感じを受けたわけですが、私がこれまでこの議場で16回の質問を繰り返してきたということは、私利私欲、あるいは党利党略のためにやっているのではありません。選挙のたび、またアンケートの調査の結果などによりますと、本当に市民の方が給食を望んでいる、そういう背景があって私はこれまでやってきたわけです。

教育委員会が、「考え方を変えるつもりはない」というようなことをおっしゃっていますが、やはりこういう教育委員会のかたくなな態度というのは、市民には絶対に受け入れられないものだというふうに私は思います。何とかこの打開法、打開策を教育委員会の方から考えていただくべき時期ではないかなというふうに思っております。

私は、市民の要望がある限りこの場で、またこれからもこの問題を取り続けて、市民の皆さんとともに実現に向けて頑張ってまいりたいということを申しあげて、私の質問を終わります。

木村寿太郎議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号5番について、7番木村寿太郎議員。

〔7番 木村寿太郎議員 登壇〕

木村寿太郎議員 私は、緑政会の一員として、通告してある課題について質問いたしますので、答弁をよろしくお願いいたします。

通告番号5番、寒河江中央工業団地の企業立地についてお伺いいたします。

国内の経済は緩やかに回復しつつあり、中央における雇用情勢なども順調なようですが、求人倍率を見ても3月末で全国では1.03であり、県内においては0.96、寒河江管内では0.77となっているようです。どちらかという自動車関連やIT関連業種で少しは好況を呈しているものの、構造的な抑制傾向が続く建設関連業では依然として低調な傾向にあるようです。業種により格差が出ているようであり、やはり個人消費が伸びてこないとまだまだ体感温度が低いような感じがいたします。

さて、寒河江中央工業団地は、昭和45年、工業立地法に基づき工業適地指定を受けてから、翌年の昭和46年4月よりテーピ工業さんと東北グンゼさんの2社が創業以来、36年を経過しようとしております。その間、第3次拡張まで行い、総面積が152ヘクタールまでに成長していることは御案内のとおりでございます。高度成長からバブル崩壊や低成長時代への転入や、目まぐるしく経済状況や経済環境の変化がありましたが、現在では着実な発展を見せ、企業数にして78社、従業員にして3,600人を超え、市単独の事業としては県内だけではなく、東北有数の工業団地として成長を果たしております。

昨年度から始まりました本市の第5次振興計画基本構想では、「活力ある工業の振興と雇用の創出」、そして「地域経済の活性化と新たな産業の創出」、さらなる本市発展の礎を築こうとしているわけです。雇用の場を創出することは定住につながり、ひいてはより美しく、より豊かに、より元気になる寒河江が築かれるものと私は確信しております。

いろいろな統計によると、本市における昭和45年の製造出荷額が、当時128億円だったそうです。それが、平成17年には1,347億8,000万円で約10.5倍に成長しており、その数字が全部までとはいかなくてもこの成果を見ると、中央工業団地が本市産業経済の発展に果たす役割は極めて大きいものと思われま

す。

そこで、3点についてお伺いいたします。

一つは、総面積が152ヘクタール、企業にして78社、従業員にして3,600人、そしてパート・アルバイト、派遣社員などを入れると4,000人を超す大所帯に成長してまいりましたが、工業団地の本市に対する経済効果は、はかり知れないほどかと思われま

す。その中でも、固定資産税、市民税、その他の税を含んだ税収効果やその他の波及効果はどれぐらいで、どのように変化してきたのか、お伺いいたします。さて、今、雇用形態が大きく変わってきております。非正規雇用者と正社員との格差は開く一方で、世の中のひずみますますエスカレートしている状況です。新聞報道などによると、正規の職員や従業員に対し、パート・アルバイト、派遣社員など短期契約で働く人たちを「非正規雇用者」と呼ぶわけですが、2006年の統計などによると、その数は全国で1,600万人を超え、勤労者全体の30%を占めるまでになったと言われております。

そのほかに、仕事にも学校にも行かず、求職活動もしない「ニート」が64万人もいるとのこと。特に現在、25歳から35歳までの年齢がバブル崩壊時の就職する時期であり、いわゆる「ロスト・ジェネレーション」と言われるこの年代が多いとのこと。組織や会社になじめない若者がこの調子でふえ続けたら、この国は一体どうなっていくのか、全くゆゆしき問題であります。

そこで、二つ目をお伺いいたします。

このような現象が、本市にも見受けられるのでしょうか。そして、この中央工業団地に就労している方々の年齢層や男女の区別や定着率、どこから勤務しているのか。市内はもちろん、西村山郡、その他の地区外などに分けられるかと思ひます。そして、工業団地が立地したことにより雇用形態がどのように好転してきたのか、お伺いいたします。

今、全国の自治体が売れない工業団地の処分、いわゆる氷漬けに困っているのが現状でございます。やはり工場などの海外移転が進み、バブルが崩壊し、工場立地がどんどん下がり過去最低となり、一方

ではバブルの最盛期に高額投資したために起債の償還や金利支払いに困り、早期処分のための大幅値下げをするケースが相次いでいるのが現状でございます。供給側である企業が、この反応に対してももう一つ鈍いものがございます。

従来、分譲だけだった工業団地でしたが、初期投資を抑えたい企業のニーズに合わせ、最近賃貸制度導入がふえており、全国で30以上の県や市に及び、九州のある市では「工業団地をワン・コインで」というセールス・テーマで、1年間の賃貸料を1平方メートル当たり100円にしております。そして、基本条件は地元から15人以上雇用するだけという、そういう条件だけだそうでございます。企業が来れば税収、雇用が期待でき、土地を遊ばせておくよりはまだまだましであるという苦し紛れの結論のようでございます。

それに比べ本市の中央工業団地は、昭和46年に企業進出以来36年を経過し、その間第3次拡張まで行い、順調に推移し、完売に近いと先ほどお聞きしたとおりでございます。企業取引はお互いの信頼関係があって初めて成り立つわけで、このような経済状況下で短期間で継続的な契約を取りつけるのは本当に難しいと思います。本市においては市長を筆頭に、企業進出に情報を得ようとする粘り強い営業努力の成果と改めて敬意を表すものでございます。

そして、三つ目にお伺いいたします。

先ほどの新宮議員との質問とダブる部分があるかと思いますが、本年度より22ヘクタールの第4次拡張を予定しているとのことですが、どのような計画で、現在はどのような進捗状況なのか。もう既に引き合いが少しでもあるのか。これまで30数年を経過し、この地にはどのような業種の企業が合っているのか。そして将来はどんな業種の企業を誘致しようとしているのかをお聞きし、第1問といたします。

平成19年6月1日(金)

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、中央工業団地の企業立地集積に伴う税収等についてでございます。

本市では、昭和49年に約41ヘクタールの第1期中央工業団地の造成分譲以来、平成元年に約54ヘクタール、平成7年に約57ヘクタールの拡張を行い、優良企業の立地に努めてまいりました。現在では、1団地の総面積152ヘクタール、立地企業数78社を数えており、特に平成元年以降の団地拡張、企業誘致により県内有数の工業団地に発展し、優良企業が立地しております。

さて、この中央工業団地造成に伴う税収効果についてでございますが、新たに企業が立地されますと、市税としては企業の土地、それから建物、設備等に対して賦課するところの固定資産税と、それから法人市民税のほかに、国税は法人税、県税は法人県民税、事業税が主なものでございます。

御質問の中央工業団地に関する税収の効果でございますが、固定資産税の平成19年度の課税状況と、法人市民税の平成18年度決算見込みにおけるところの中央工業団地に立地している賦課状況等を申しあげます。

まず、固定資産税でございますが、土地・家屋に対する平成19年度賦課状況でございますが、市全体では約19億9,000万円、そのうち工業団地にかかわるものは約3億3,000万円でございます。その割合は17%に当たります。また、生産設備などの償却資産の状況は、市全体で約5億4,000万円、うち工業団地にかかわるものは約2億1,000万円でございます。その割合は39%になります。

次に、法人市民税の平成18年度収入見込みは、市全体で約4億8,000万円でございます。うち、中央工業団地にかかわるものは約2億2,000万円、その割合は46%でございます。

次に、その他の税収についての御質問がありました。市税である都市計画税の平成19年度の賦課状況は、市全体で約3億8,000万円でございます。そのうち中央工業団地にかかわるものは約7,000万円、その割合は18%に当たります。

ほかに間接的には、ここで働く従業員の給与等に課せられる所得税、個人市県民税がありますし、さらには地元企業、農業や商業、観光などの他産業にも影響いたしまして、それに関連する税にも効果があると思っております。それらの効果によって、今日の本市のまちづくり、元気を創出できたものと思っておりますが、それぞれの税収の状況を具体的に把握することは困難であります。

次に、本市の市税の推移を申しあげますと、中央工業団地造成を始めた昭和50年度と、大規模造成を実施した平成元年度と、平成18年度決算見込み額について、それぞれの年度の総額と伸び率を申しあげますと、昭和50年度は8億3,000万円、平成元年度は35億円でございます。昭和50年度と比較しますと約4倍に当たります。それから、平成18年度の市税収入見込み額は49億円程度を見込んでおりまして、昭和50年度の約6倍、平成元年度との比較では税額で約14億円、40%の増加となっており、本市の産業発展、雇用の場の拡大、さらには定住基盤が拡充していることが具体的な市税の面にも出ているものと思っております。

次に、雇用状況等の変化についてのお尋ねがございました。

まず、本市のニートの状況について申しあげます。

厚生労働省の定義によりますと「ニート」とは、御案内のように年齢が15歳から34歳、それから卒業生、未婚であって家事・通学をしていない者、及び学籍はありますが実際は学校に行っていない人、それから既婚者で家事をしていない人となっており、労働力調査、就業構造基本調査からの推定値としては、平成14年度以降4年連続で全国に64万人と推計されております。ただし、平成18年の推計は62万人に減少しております。

本市のニートの状況についてでございますが、正確に把握する資料がありませんが、国勢調査の年齢、15歳から34歳の非労働力人口から家事・通学を除いた人口に近い推計値と思われるので、その数値を示しますと、平成7年が46、平成12年が145、平成17年が46となっておりまして、労働力人口総数の増減もありますが、増加しているとはいえない状況にあると思われま。

次に、中央工業団地に就業している方々の状況について申しあげます。

平成17年3月末現在の正社員、3,389人についての状況であります。男女の比率は男性が3分の2、女性が3分の1であります。年齢層につきましては、35歳から41歳までが全体の50.8%で最も多く、次

に45歳から54歳までが全体の25.5%、55歳以上が12.2%、24歳以下が最も少なく11.5%となっております。

それから、出身市町の構成につきましては、寒河江市が42.4%と最も多く、西村山管内の町全体では25.1%、個々の町では河北町が7.6%、西川町4.6%、朝日町4.1%、大江町8.8%となっております。また、西村山管内のほか高い値を示しているのが山形市9.9%、天童市7.1%、中山町4.5%、東根市3.39%となっております。

市全体で、パートタイマーや派遣社員など非正規雇用者の調査はありませんで、雇用形態がどのように変化しているかについては不明であります。本市の製造業における統計資料によりますと、事業所数、常用労働者数、正社員数については毎年わずかながら減少してきており、反面パート・アルバイト、出向、派遣受け入れ等について増加している傾向があります。

それから、不況の時代にあっては、人件費削減の必要から非正規雇用が進められたと言われておりますが、最近の景気回復の傾向や団塊世代の退職時代を迎える中、企業の存続、事業活動の拡大のためにも、人材基盤の強化に関心が向けられるものと期待しております。

次に、第4次拡張についてでございますが、先ほど申しあげましたように、本市の中央工業団地はこれまで3次にわたり拡張してきました。現在は、約152ヘクタールに及んでおります。その中で残っている分譲可能面積は約9ヘクタールであり、分譲率としましては約93%であります。新たな工業用地の需要にこたえ、本市及び西村山郡の住民の雇用の場の確保、さらには本市及び本県の産業の振興のために、新たにテーピ工業の南西側、約22ヘクタールを第4次拡張として造成すべく、手続に入っております。

御案内のように、計画地は農業振興地域の農用地区域でございます。したがって、本市が定めている農用地区域からの除外を行わなければなりません。その手法につきましては、現在、県や農政局と協議しているところであります。結果的にはこれまで、第3次までやってきた手法であります農村地域工業等導入促進法に基づく工業団地として農用地区域から除外することが、最もよい方法だと考えております。この協議が順調に進めば、本年度中に事業に着手できるのではないかと考えております。

造成事業主体は、これまでやってきたとおり土地開発公社にさせていただき考えてございます。その場合につきましても、これまで同様、用地の一括買収は行わず、企業の進出動向を踏まえ、企業の意向に合わせた買収造成を行う、いわゆる寒河江型のオーダーメイド方式で行うよう公社に申しあげることと考えております。

なお、この地区を工業団地として計画することに対しましての地権者への説明については平成18年中に行い、ほぼ100%に近い同意を地権者から得ているものでございます。

それから、第4次拡張分の用地に対する企業の引き合いについてでございますが、この地にどのような業種の企業を誘致しようということもあわせての質問がありましたが、引き合いとしては好感触を得ている企業もあります。企業との信頼関係等もありますので、具体的な社名については差し控えさせていただきます。

また、誘致する業種につきましては、本県の産業集積と同様、精密機械器具製造業や電子機器製造業、食料品製造業など、幅広い業種の誘致を考えておるところであります。

以上でございます。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

平成19年6月1日(金)

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。木村議員。

木村寿太郎議員 第1問に対して、本当に懇切丁寧に調査いただきまして、御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

これを見ましても大体、全体の金額的にも税収効果としては合計で8億3,000万円ぐらい、もう市税の大体4分の1ぐらいは占めているわけですが、この調査の中でもやはり一番大変だったのが、償却資産の調査ではなかったかと思えます。今、やはりほとんどリース契約を結んでいるのが結構多いんですね。そんな中から、個人情報もありますし、そんな形で調査してもらったことに、大変感謝申しあげたいと思えます。

そのほかにも住宅の環境や、その立地した会社にお客さんとしていらっしゃる方が結構いるわけですが、交通機関を使って、またそれに伴う接待や飲食、そこに仕入れをする業者の方、そして宿泊関係、そこに働く従業員、そして先ほど税金の中に出てこなかった個人市民税なんかを加えれば、相当な波及効果があるのではないかと想像できるわけでございます。そういった意味からとりましても、本当に貴重な御答弁ではなかったかなというふうに感心しているところでございます。

本市におきましても、コンピューターもバージョンアップしたわけでございますので、ぜひ今度はいつでも出せるようなコンピューターのソフトをつくっていただいて、いつでも出せるようにしてもらえれば大変ありがたいなと思っているところでございます。

それから、雇用の形態の中で、答弁の中で、今から36年前、テーピ工業さんが来たときには、一次産業の盛んな時期でございましたので、テーピ工業さんは男性型の企業ということで招致したかと思えますけれども、先ほどの御報告の中にもありましたように男性が3分の2、女性が3分の1ということで、それで年代的にも35歳から41歳の方々が大体50%ということで、理想とする形態に近づいてきているのではないかなというような感じがしております。

30数年たって、工業団地も152ヘクタールになったわけでございますけれども、その中で今までに環境汚染問題とかそういう問題が発生しなかったのか、まずお伺いしてみたいと思えますし、それからここ何年かでいろいろな撤退した企業もあるわけでございますけれども、先ほどの答弁の中にもちょっと出てきましたけれども、どんな理由で、もしわかる範囲で結構でございますけれども、どんな範囲で、何社ぐらいあったのか。そして、その後はすぐその後にもまた立地したのか。その辺などをお伺いしたいことと、ここ10年ぐらいで相当の企業が立地しているわけでございますけれども、どんな企業で、どんな形態が多いのか。その辺もお聞かせいただければ大変ありがたいですし、2問といたします。

平成19年6月1日(金)

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 企業を誘致し、それから立地していただくためには、いろいろな角度から調査しております。

そしてまた、公害という分野につきましては特に注意を払っておるわけございまして、産業廃棄物関係とか、それから公害が予想されるようなメッキ工場とか、そういうことは誘致しないという考え方でこれまで来ておるところでございますので、今まで公害の発生ということはありませんでしたし、これからもそういう事態は生じないと、このように思っております。

それから、撤退した企業等についての数字等については、担当課長の方から申しあげたいと思います。

平成19年6月1日(金)

伊藤忠男議長 企業立地推進室長。

尾形清一総合政策課企業立地推進室長 お答えいたします。

これまでに撤退した企業数と、その理由についてであります。これまで中央工業団地内から撤退した企業数は、7社があります。その跡地には、既にすべて新たな企業が張りついておりまして、現在のところ空き工場はないところであります。

撤退の理由といたしましては、工場の集約化によるものと、それから取引企業の海外への工場移転に伴う撤退などがあります。

また、ここ10年間の立地企業数と業種であります。平成9年度から18年度までの10年間で21社が立地しておりまして、主な業種といたしましては、精密機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、食料品製造業、道路貨物運送業であります。

平成19年6月1日(金)

伊藤忠男議長 木村議員。

木村寿太郎議員 丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。

今までの税収効果と、そのようないろいろな御答弁をいただきまして、本当に企業を立地するための、第4次拡張をするための裏づけというものが大体わかるようになりましたので、感謝申し上げたいと思います。

そして、先月の28日ですか、山形県人口の120万人割れが目前となったり、そしてその2日後、30日には、2035年には山形県内、24%人口が少なくなりまして92万人になり、減少率が全国のワースト10に入るというような新聞の報道がありましたけれども、人口の増加を図るには、やはり雇用の場の確保と定住であろうと思います。第4次拡張が早期に行われまして、この市の活性化に結びついてほしいものだと思っているところでございます。

以上、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

佐藤 毅議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号6番について、9番佐藤 毅議員。

〔9番 佐藤 毅議員 登壇〕

佐藤 毅議員 私は、緑政会の一員として、市民から寄せられた提言や意見を踏まえ、少子化対策について質問いたしますので、よろしくをお願いします。

少子高齢社会の到来については、数年前から論議されておりますことは御案内のとおりであります。

さて、本市の少子化の実態となる人口動態について、これまで縮刷版としての市報等で調べた結果を申しますと、昭和58年の人口が4万1,957人、世帯数が9,952世帯、小学校の児童が3,590人、これは1学年当たり598人でありました。中学生が1,722人となっております。そして、平成5年の人口が4万2,744人、世帯数が1万626世帯、小学校の児童が3,267人、これは1学年544人であります。中学生が1,731人と。そして、平成17年の人口が4万4,184人、世帯数が1万2,631世帯、小学校の児童が2,590人、1学年当たり432人であります。中学生が1,421人となっております。20数年間で本市の人口が2,227人、そして世帯数が2,679世帯と増加しております。

このことにつきましては、寒河江市がいかに住みよいまち、住みやすい環境づくりをしてきた結果と考えられます。改めて、本市のまちづくりのかじ取りによる定住人口の増加に結びついたものと感謝するものであります。しかし、小学校の児童数がわずか20数年で1,000人、1学年当たり167人、中学生が310人、1学年当たり103人が減少しております。このことが、寒河江市における少子化の現状と考えられます。

本市として、昨年策定した第5次振興計画基本構想の中で「少子高齢社会の到来と進展」の項目の中で、全国的に人口減少社会を予測し、本市も例外ではないとしております。このことにより税収の減、高齢者の増に伴う福祉・医療費の増などで現在の住民サービスの維持困難予測などに結びつくことが懸念されるとしております。その対策としては、交流人口の増加を図り定住人口を誘導し、人口増加を図る、また仕事と子育て両立支援策として保育所や学童保育の充実などの計画があるようであります。

さて、少子化の要因は非婚化、結婚しないこと、晩婚化と晩産化による出生率の低下であると考えられます。昨年発表されました特殊出生率、全国の特殊出生率が1.25と過去最低となった。さらに、山形県は1.39で、前年度に策定した「やまがた子育て愛プラン」の指数の1.47より低く、早くもダウンしたと報じられておりました。国においても、少子化問題がクローズアップされております。柳澤厚生労働大臣の「女性は子供を産む機械」の発言は、まだ記憶に新しいものと思っております。

本市では、少子化対策を行っておりますが、子育て支援事業などであると思っております。先ほど申しあげました20数年間の人口動態で、小学児童1,000人の減少となっており、少子化対策の効果がなかなか上がらない現状となっております。

そこで、本市の場合、合計特殊出生率が示されておりませんが、どのような数値になっているのか、お聞きしたいものであります。そして、少子化の一つの要因であります結婚適齢期の未婚者が年々ふえているようでもありますけれども、男女別に数字がわかれば教えていただきたいと思っております。

全国的にこの少子化対策としてこれまで取り組んでいる事業、それから取り組もうとしている対策などについて、マスコミなどで報道された中から一部について御紹介申し上げます。

自治体によるお見合い事業についてでありますけれども、以前からあったようであります。これは、農村の嫁不足に悩む市町村が、結婚相手を望んでいる独身男女に出会いの場を設けるのが中心であったと。合同見合い、そして国際結婚という新語が生まれたようでありました。

最近、全国的な未婚、または晩婚、非婚化を背景に、山口県の結婚適齢期の人たちの「結婚しない理由」を調査したという報道がありました。そして、最も多かったのは、「相手と知り合う機会がない」と答えたのが31%となっております。

これらの調査結果を踏まえ、独身男女に向け自治体が出会いの場を設けたり、お見合いイベントの主催者に助成金を出したりしているのかについて調査したという新聞の報道もありました。その結果、我が山形県知事は「少子化対策は決め手がない。行政がやれば民間も誘発され、出会いの場が多くなると期待できる」と。それから、栃木県知事でありましてけれども、「結婚願望をかなえてあげられるように、

県として出会いの場の提供を来年度予算に組めるようにしたい」と。このほか福井県、茨城県、新潟県、兵庫県、福岡県、さらには北海道なども実施している、また実施しようとしているところであります。

そこでお聞きしますが、本市における未婚者たちも、相手と知り合う機会がない理由で結婚できないのではないかと考えられます。しかし、出会いの場づくりのお見合い事業などは、行政では踏み込みにくい分野であると思われま

す。そこで、市民の中でこの件に関心のある方、また協力できる方などを「結婚相談員」、これは仮称ですが、相談員として委嘱とかお願いとかし、少しでも相手と知り合う機会がない、この理由を取り除けるのではないかと考えます。そして、本市の少子化対策として、未婚者の縁結びの神様となるのではないかと考えられますが、市長の御見解をお伺いし、第1問といたします。

平成19年6月1日(金)

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

本市の合計特殊出生率は、山形県の人口動態統計によりますと、平成17年度は1.62となっておりまして、ここ数年ほぼ横ばい傾向でございますが、全国及び山形県の合計特殊出生率はともに逡減傾向に歯どめがかからず、年々減少傾向にあるようでございます。

それで、御質問があった本市の合計特殊出生率の数値目標でございますが、具体的数値は設定しておりません。

また、本市における30代、40代の結婚適齢期の男女別未婚者数の御質問もございましたが、住民基本台帳から年代別人口は取り出すことができますけれども、未婚とか既婚別は取り出すことが不可能でございますので、年代と男女別を申しあげたいと思っておりますが、30代の男性は2,458人ございまして、男性全体の11.59%に当たります。それから、30代の女性は2,418人、女性全体の10.85%、それから40代の男性は2,639人、男性全体の12.44%、40代の女性は2,648人ございまして、女性全体の11.89%となっております。

それから、男女の知り合いの機会をふやすために、結婚相談員についてと、こういう話がございましたが、御案内かと思っておりますが、本市では昭和52年から、すなわち今から30年前になるわけでございますけれども、市民相談の中で結婚に関する相談が数多くありましたことから市内の各地区に1名ずつ、8地区で8名の結婚相談員を委嘱し、結婚相談所を開設しまして、仲人としての愛の橋渡し役として活動されました。最盛期には20名程度の結婚相談員体制をとって対応してまいりましたが、時代の移り変わりと、若者の結婚観も変わりまして、昭和60年以降は結婚相談員による結婚成立は皆無でございまして、それ以後については、この相談員制度も自然消滅の状態になっております。

また、農業の担い手の若者と女性との交流パーティーなども行いまして、出会いの機会づくりに努めたこともありました。本県は、全県的にこの問題も抱えておりますので、山形県におきましては昨年度から、結婚しやすい環境づくり推進事業を実施しております。

結婚は、基本的には当事者自身の選択にゆだねられるものであると考えておりますが、今後は県を初め、広域的な連携の中でより効果的な事業を何かありますればと思っておりますし、それらを活用する方向を考えなくてはならないと、こう思っております。

何にしましても、今後とも若者が住みたくするようなまちの構築に向けて、環境づくりに努めてまいりたいと、このように思っておりますのでございます。

以上です。

平成19年6月1日(金)

伊藤忠男議長 佐藤 毅議員。

佐藤 毅議員 大変ありがとうございました。

質問そのものは、行政としての対応が非常に難しいことも存じております。しかし、少子化そのものはどんどん進んでおります。そんなことで質問をさせていただきました。

今、先ほど1問の中でも、都道府県の対応について若干申しあげましたけれども、市町村自体でやるというのは、なかなか今狭くて、この出合いをさせていくというのも非常に困難であると、こういう報道もなされているようでもあります。ひとつ、インターネットで交際する人も出てくるであろうし、それから結婚そのものは個人の自由というか、そういうことであろうかと思えますけれども、もし結婚したくてもできない人がいるんでないかということで質問させていただきました。

将来、この結婚しない人たちがどんどんふえてきた場合、農地は、例えば農業者の未婚の人が年とってきた場合、荒廃農地となってきたり、さらには亡くなった場合、例えば財産の住居を持っている人であれば相続人がもしいなかった場合、その家屋そのものが廃屋となって隣近所の環境悪化にも結びつくのではないかと、こんなふうな懸念がされます。

そんなことで、行政ではなかなか大変であろうかと思えますけれども、こういうことを訴えておかなければならないのではないかなということで考えておりました。

そういうことでひとつ、これから県の方でもいろいろ考えているようでありますので、ぜひそういうことに対して寒河江市としても特段の御配慮をしていただきたいということで、進めていっていただきたいということで、第2問として質問を終了させていただきます。

本当にありがとうございました。

平成19年6月1日(金)

散 会 午後1時25分

伊藤忠男議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。